

議提第6号

所得税法第56条の見直しを求める意見書

会議規則第14条の規定により、所得税法第56条の見直しを求める意見書を次のとおり提出する。

平成24年12月14日 提出

提出者	北本市議会議員	滝瀬	光一
提出者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	湯澤	美恵
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	桂	祐司
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝昭
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	金子	真理子
賛成者	北本市議会議員	高橋	節子
賛成者	北本市議会議員	大澤	芳秋
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	黒澤	健一
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明
賛成者	北本市議会議員	横山	功治
賛成者	北本市議会議員	伊藤	堅治

北本市議会議長 福島忠夫 様

所得税法第56条の見直しを求める意見書

事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例である所得税法第56条の規定は、個人単位の課税を基本とする体系の中にあつて、世帯を課税単位とする例外規定として、事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は、原則としてその事業主の事業所得の金額の計算上必要経費に算入しないこととしております。

この規定の立法趣旨は、わが国では、必ずしも家族従業員に対して給与等対価を支払う慣行がないこと、家族間の恣意的な取り決めによる税負担の不公平を防止する必要があること、対価の金額について、客観的に合理的な対価の額を算出することが實際上困難であること等を根拠としております。しかし、この規定が制定された昭和25年当時と今日では、社会経済情勢は大きな変革を遂げております。また、昭和59年から一定の要件に該当する白色申告者には、記帳義務が課せられることとなり、平成26年1月には、全ての白色申告者に記帳が義務化されます。このような状況に鑑みると、白色申告者と青色申告者の事業を比較して専従者給与の取扱いは、不合理な取扱いとなっていることは事実であります。

そこで、これらの問題を解消するためには、個人単位課税の特例規定であるとされる所得税法第56条の規定を廃止し、親族間の取引であっても第三者間取引と同様に取り扱うこととすべきであります。ただし、この特例の廃止に際しては、親族間の取引における恣意性を排除する必要があることから、国に対し、家族従業員の労働が適正に評価されるよう、所得税法第56条の見直しを要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、厚生労働大臣、
経済産業大臣、社会保障・税一体改革大臣